第十二号様式の四を次のように改める。

**第十二号様式の四**（検査対象軽自動車の検査標章）（第四十五条関係）

（表）

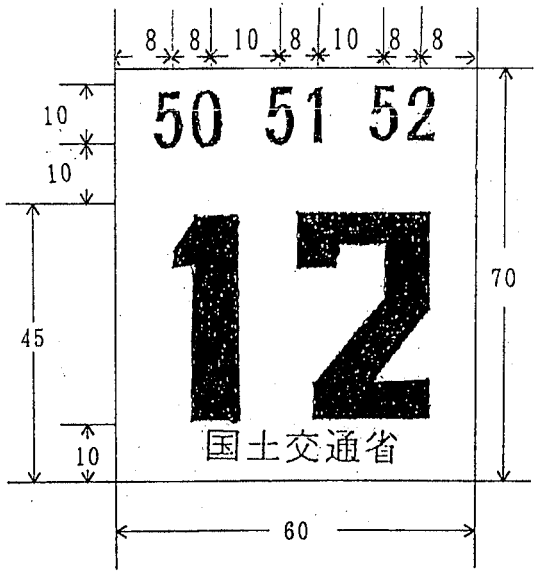


（裏）

52　年　51　年　50　年
有効期間満了月日　月　日
注意事項
1. 検査標章は、前面ガラスの内側の運転者の視野を妨げない位置に確実にはりつけて下さい。
2. 自動車検査証の有効期間の満了する前に必らず検査を受けてください。

No.

注(1)　検査標章には、自動車検査証の有効期間の満了する年及び月を表す数字を表示すること。
(2)　検査標章の地色は黄色とし、年及び月を表す数字は黒色とすること。
(3)　自動車検査証の有効期間の満了する年の表示については、当該年以外の年の表示部分を円形にくり抜くこと。
(4)　軽自動車検査協会が交付する検査標章については、「国土交通省」の表示に代えて「軽自動車検査協会」を表示すること。
(5)　寸法の単位は、ミリメートルとすること。

第十五号様式、第十六号様式、第十七号様式の二及び第十七号様式三中「地方運輸局陸運支局長」を「陸運支局長」に改める。

第十八号様式及び第十八号様式の二中「運輸省」を「国土交通省」に改める。

第十八号様式の三中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第二十二号様式中「運輸省」を「国土交通省」に改める。

（道路運送法施行規則の一部改正）

**第二十九条**　道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

本則中「地方運輸局陸運支局長（以下「陸運支局長」という。）」を「陸運支局長」に、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「運輸省令で」を「国土交通省令で」に、「地方運輸局陸運支局の」を「陸運支局の」に改める。

別記様式中「当該行政庁」を「国土交通大臣」に改める。

（ボート、モーター、選手、審判員及び検査員登録規則の一部改正）

**第三十条**　ボート、モーター、選手、審判員及び検査員登録規則（昭和二十六年運輸省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項第二号中「添附書類」を「添付書類」に、同条第三項中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第二十三条中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

（海事代理士試験規程の一部改正）

**第三十一条**　海事代理士試験規程（昭和二十六年運輸省令第八十一号）の一部を次のように改正する。

本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第二条第二号イ中「運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）」を「国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）」に改める。

（自動車型式指定規則の一部改正）

**第三十二条**　自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）の一部を次のように改正する。

本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改める。

第一号様式から第三号様式まで及び第五号様式中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

（船舶職員法施行規則の一部改正）

**第三十三条**　船舶職員法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）の一部を次のように改正する。

本則中「運輸省令で」を「国土交通省令で」に、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第五十八条第二項第一号中「運輸省組織令（昭和五十八年政令第百七十五号）第百九条」を「国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第百九十一条」に改める。

附則第六項中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

別表第四第一号備考第二項、別表第五第四号の表及び別表第五第五号備考第二項中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第一号様式から第三号様式まで中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第四号様式中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「Minister of Transport」を「Minister of Land, Infrastructure and Transport」に改める。

第五号様式、第六号様式、第七号様式、第九号様式、第十一号様式その一、第十一号様式その二、第十二号様式、第十五号様式及び第十五号様式の二中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第十五号様式の三中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「Minister of Transport」を「Minister of Land, Infrastructure and Transport」に改める。

第十六号様式その一及び第十六号様式その二中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第十七号様式中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「運輸省令」を「国土交通省令」に、「運輸省の」を「国土交通省の」に改める。

（港湾法施行規則の一部改正）

**第三十四条**　港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）の一部を次のように改正する。

本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「運輸省令で」を「国土交通省令で」に、「建設大臣」を「国土交通大臣」に、「港湾建設局」を「地方整備局」に改める。

第二条第二項第八号中「指定又は認可を受けよう」を「指定を受け、又は定めよう」に改める。

附則第二項中「第六項」を「第七項」に改める。

第六号様式中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第十号様式中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「運輸省令」を「国土交通省令」に改める。

（自動車事故報告規則の一部改正）

**第三十五条**　自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）の一部を次のように改正する。

本則中「地方運輸局陸運支局長（以下「陸運支局長」という。）」を「陸運支局長」に、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

別記様式中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「地方運輸局陸運支局長」を「陸運支局長」に改める。

（中小企業等協同組合法等による倉荷証券発行許可等に関する省令の一部改正）

**第三十六条**　中小企業等協同組合法等による倉荷証券発行許可等に関する省令（昭和二十七年運輸省令第一号）の一部を次のように改正する。

本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。